

報告 1

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
について

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示につ
いて、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第 29 号

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 9 月 8 日

三次市教育委員会

教育長 松 村 智 由

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成 21 年三次市教育委員会告示第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし，第 8 条を第 9 条とし，第 7 条を第 8 条とし，同条の前に次の 1 条を加える。

（報償費等）

第 7 条 委員の報償費は，三次市報償費支払い基準（以下「支払い基準」という。）に基づき支給する。

2 前項の支払い基準の規定にかかわらず，委員が勤務のためにその者の住所と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に，その往復に要する運賃等（以下「通勤費用」という。）があるときは，費用弁償として，通勤費用相当分を支給することができる。

附 則

この告示は，令和 2 年 9 月 8 日から施行する。